

## 第1章 総 則

### 1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

なお、本町は、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

### 2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下に示すとおりである。

#### (1) 串本町

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
串 本 町	①串本町防災会議及び串本町災害対策本部に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災町営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害対策要員の動員並びに雇用 ⑪災害時における交通、輸送の確保 ⑫被災施設の復旧 ⑬町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
和歌山県	①和歌山県防災会議に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災県営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害時における公安対策 ⑪災害対策要員の動員並びに雇用 ⑫災害時における交通、輸送の確保 ⑬被災施設の復旧 ⑭市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(3) 警察機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
新宮警察署	①災害時における住民の生命、身体、財産の保護 ②災害時における犯罪予防及び取締り並びに治安維持のための警察活動 ③災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 ④災害時における緊急自動車のための交通規制 ⑤遺体の検視及び身元の確認 ⑥他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
陸上自衛隊第37普通科連隊 陸上自衛隊第304水際障害中隊	①人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 ②応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
田辺海上保安部 串本海上保安署	①海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 ②災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ③災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 ④海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 ⑤災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
和歌山地方気象台	①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所 新宮国道維持出張所	①土木施設の整備と防災管理 ②水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ③被災土木施設の災害復旧 ④緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
新宮労働基準監督署	①工場、事業場における労働災害の防止 ②救助の実施に必要な要員の確保
近畿農政局和歌山地域センター	①災害における主要食糧の応急対策

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部	①輸送施設の整備と安全輸送の確保 ②災害対策用物資の緊急輸送 ③災害時の応急輸送対策 ④被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話株式会社和歌山支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②災害時における緊急通話の取扱い ③被災施設の調査と災害復旧
ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ③被災電気通信設備の災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	①災害時の電力供給 ②被災施設の調査と災害復旧 ③ダム施設等の整備と防災管理
日本郵便株式会社 串本支店 串本郵便局	①災害時における郵便事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 ②被災郵便業務施設の復旧
日本赤十字社 和歌山県支部	①災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 ②災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③義援金品の募集配布
日本放送協会（NHK） 和歌山放送局	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
日本通運株式会社 紀南営業センター	①災害時における緊急陸上輸送

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
放送機関	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
バス機関	①災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
輸送機関	①災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
東牟婁郡医師会 西牟婁郡医師会	①災害時における医療救護の実施 ②災害時における防疫の協力

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②被災時の病人等の収容保護 ③災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の 経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における収容者の収容保護
学校法人	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	①本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 ②農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③被災農林漁業者に対する融資又はあつせん ④農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 ⑤飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあつせん ⑥船舶等による緊急輸送活動等への協力

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
商工会等 商工業関係団体	①本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	①被災事業者に対する資金融資
危険物及び高圧ガス施設等管理者	①安全管理の徹底 ②危険物及び高圧ガス施設等の点検

## 第2章 関係者との連携協力の確保

---

### 1. 資機材、人員等の配備手配

---

#### (1) 物資等の調達手配

ア. 本町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

(ア) 被服、寝具及び身のまわり品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

イ. 本町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請することができる。

(ア) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

(イ) 外衣（洋服、作業衣、こども服等）

(ウ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）

(エ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

(オ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(カ) 食器（茶碗、皿、箸等）

(キ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）

(ク) 光熱材料（マッチ、プロパン等）

#### (2) 人員の配置

本町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア. 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

イ. 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2. 他機関に対する応援要請

---

本町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

（消防関係）

協定名	締結年月日	協定機関	内容
串本町、すさみ町、古座川町、古座町消防相互応援に関する協定	S41. 2. 23	串本町、すさみ町、古座川町、古座町	水火災、地震等の災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8. 2. 22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定	H17. 4. 1	那智勝浦町、古座川町、串本町	トンネル内の非常通報等
船舶消防等に関する業務協定	H17. 8. 26	串本海上保安署、串本町消防本部	船舶火災
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	H18. 3. 31	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、高野町、有田川町、白浜町、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、北山村、那賀郡消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続
医師等による救急活動の実施に関する協定書	H25. 8. 1	南和歌山医療センター、串本町	救急
和歌山県下消防広域相互応援協定	H26. 6. 1	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
紀南消防相互応援協定	H26. 7. 24	田辺市、白浜町、串本町、那智勝浦町、新宮市、熊野市	地震、風水害、火災、救急、救助、その他災害
航空自衛隊串本分屯基地近傍における火災の対応に関する協定	R元. 10. 25	航空自衛隊串本分屯基地、串本町	火災

（物資供給）

協定名	締結年月日	協定機関
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19. 6. 6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21. 1. 23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするLPガスを提供する協定	H22. 3. 8	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22. 8. 26	みくまの農業協同組合
災害時相互応援に関する協定	H25. 10. 9	田辺市・白浜町・富田町・ すさみ町・新宮市・ 那智勝浦町・太地町・北山村・ 古座川町
災害時における物資供給に関する協定	H25. 12. 20	NPO法人コメリ災害 対策センター

（その他協定）

協定名	締結年月日	協定機関
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便事業会社 串本支店
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便事業会社串本支店
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H16. 4. 13	和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会による協定
災害時、串本町の水道施設の円滑かつ早期復旧を図る協定	H18. 6. 2	串本町水道組合
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18. 7. 26	和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会による協定
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の引渡しに関する協定書	H18. 8. 14	農林水産省と和歌山県による協定
水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	H19. 1. 1	日本水道協会和歌山県支部事務局
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19. 6. 6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21. 1. 23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするLPガスを提供する協定	H22. 3. 8	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22. 8. 26	みくまの農業協同組合
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 2. 15	国土交通省近畿地方整備局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H25. 11. 22	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	H26. 1. 20	一般社団法人和歌山県清掃連合会
災害発生時における輸送業務等の協力に関する協定	H26. 9. 8	公益社団法人和歌山県トラック協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	公益社団法人日本建築家協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
災害発生時における串本町と串本町内郵便局の協力に関する協定	H27. 6. 30	串本町内郵便局
災害時における応急応援対策等のための「道の駅」防災利用に関する基本協定	H27. 11. 17	和歌山県、国土交通省近畿地方整備局
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H28. 1. 22	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会



協定名	締結年月日	協定機関
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	H28. 4. 12	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
災害時における情報発信等に関する協定	H29. 8. 1	ヤフージャパン
災害発生時における法律相談業務等に関する協定	H31. 3. 29	和歌山弁護士会

### 3. 帰宅困難者への対応

町は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

また、各事業者において帰宅困難者を一定期間施設内にとどめるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

## 第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

---

### 1. 津波に関する調査

---

本町は、住民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

### 2. 津波災害警戒区域の指定

---

和歌山県では、津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波災害を防止するため「津波防災地域づくりに関する法律」第123号に基づく「津波災害警戒区域」を平成28年4月19日に指定した。

なお、津波災害警戒区域内に位置し、本計画に名称・所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、津波が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画（避難確保計画）を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

また、本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

### 3. 津波からの防護

---

(1) 本町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずる。又、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 本町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき整備を行う。

ア. 堤防、水門等の点検

津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を実施する等、施設管理の徹底を行う。

イ. 堤防、水門等の整備

津波による被害を防止・軽減するため、水門、陸こう等の自動化・遠隔操作化等を推進し、その実施体制、手順、平常時の管理方法等を整備するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置について整備する。

ウ. 水門等の管理体制・管理方法等の整備

水門や陸こう等の閉鎖を迅速・確実に行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに実施でき

るよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、常に防災意識の徹底を図る。

エ. 津波により孤立化する地域の対策

本町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港にあつては、災害時用臨時ヘリポートの場所の確保や津波避難施設等の整備充実を行う。

オ. 防災行政無線等の整備

本町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行う。

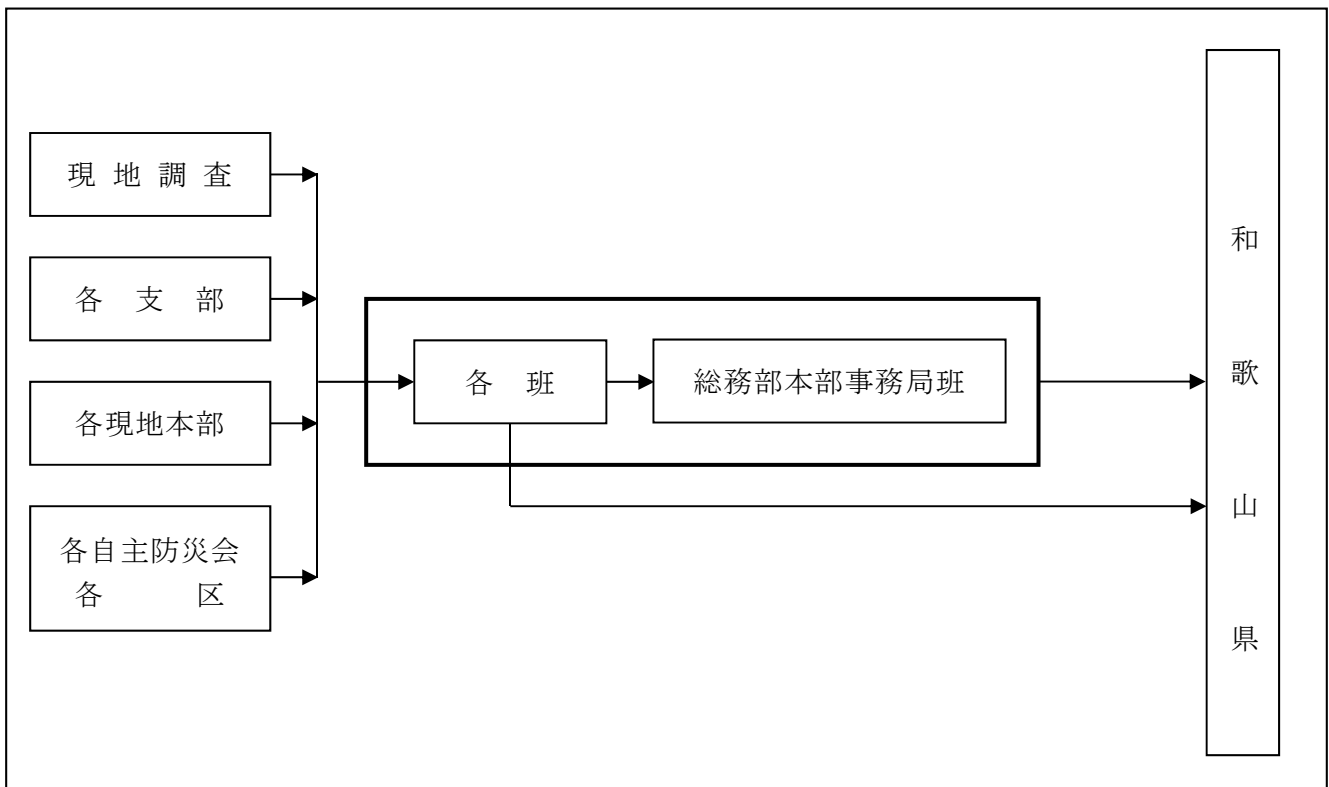
#### 4. 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第5編第1部第1章第3節「津波警報・注意報等の伝達計画」及び第4節「被害情報等の収集計画」、第2編第2部第2章「防災行政無線等の整備計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

なお、情報伝達の経路及び方法を定めるにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

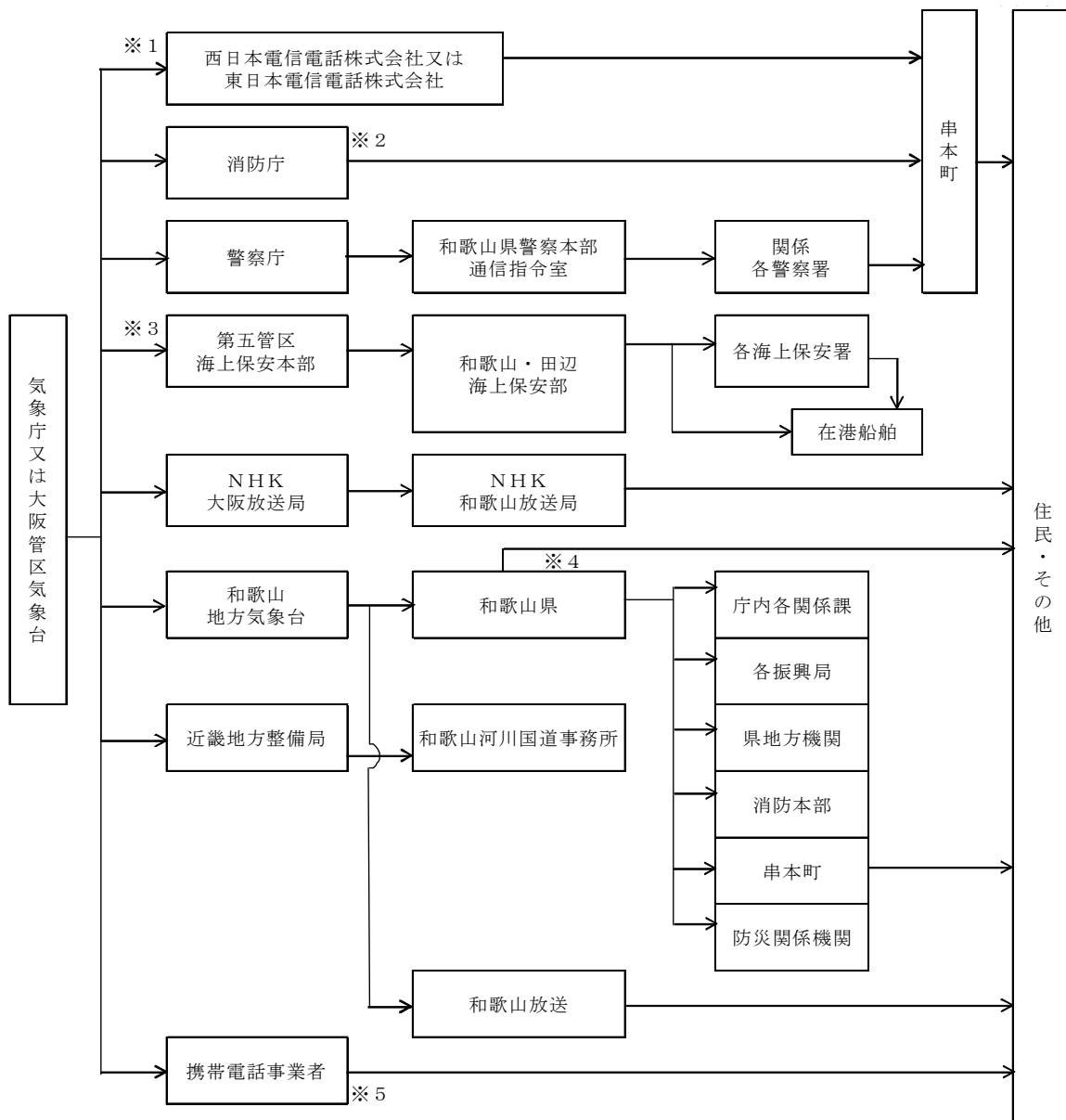
- (1) 津波に関する情報の、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達
- (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

#### ■災害情報の収集伝達経路



■津波警報・注意報等の伝達経路

※令和5年1月1日現在



- 注) ※1：大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。  
 ※2：全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達する。  
 ※3：神戸地方気象台から伝達する。  
 ※4：防災わかやまメール配信サービスにより伝達する。  
 ※5：緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯事業者を通じて関係するエリアに配信される。

## 5. 避難情報の発令基準

---

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりである。

### (1) 地震

- ア. 災害が発生するおそれがある場合において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を提供する。
- イ. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要性があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は立退きを勧告し、急を要する場合は立退きを指示する。また、必要に応じ立退き先を通知する。
- ウ. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。
- エ. 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、町長及び知事又はその命を受けた県の職員は、必要と認める区域内の居住者に対し立退きを指示する。

### (2) 津波

- ア. 町長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、必要と認める場合、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。
- イ. 町長は、地震発生後、津波警報が発せられたときには、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

## 6. 避難対策等

---

地域住民等の避難行動等については、第2編第2部第5章「避難収容体制整備計画」及び第5編第1部第2章第4節「避難計画」に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

なお、津波からの避難に相当の時間を要する沿岸部においては、津波避難ビルや避難タワーの活用を推進する。

### (1) 避難対象地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、下記のとおりである。

なお、本町は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物（耐震診断等により耐震性が確保されているもの）を明示する。

## ■避難対象地区

和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、二色、袋、北、西、植松、堀笠嶋、南、東、矢ノ熊、大水崎、鬮野川、※出雲、※潮岬、大島、※須江、※檜野、姫、伊串、目津大浦、神野川、原町、上ゲ地、住吉、岩淵、古田、中湊、古座、津荷、田原

※印の地区は沿岸部を対象とする。

本町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、本町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

### (2) 周知

本町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。周知方法としては、ハザードマップ等を作成し、周知する。

ア. 地区の範囲

イ. 想定される危険の範囲

ウ. 指定避難所・津波避難場所

エ. 指定避難所・津波避難場所に至る経路

オ. 避難指示の伝達方法

カ. 指定避難所・津波避難場所にある設備、物資等及び指定避難所・津波避難場所において行われる救護の措置等

キ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

### (3) 指定避難所の開設準備

本町は、指定避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各指定避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

ア. 判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」により行う。

イ. 指定避難所に防災行政無線の配置、災害時優先電話の指定等を行う。

ウ. 本町の避難所運営マニュアルに基づき、避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を整理しておく。

### (4) 指定避難所の設備等

本町は、指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が速やかに行えるよう、あらかじめ避難所の管理・運営計画を作成しておく。

## (5) 自主防災組織等

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

## (6) 住 民

住民は、平常時より指定避難所・津波避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

## (7) 避難行動要支援者対策

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、次の点に留意し実施する。

- ア．本町、区及び自主防災組織は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。
- イ．津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の指定避難所・津波避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、原則として本人の親族又は本人が所在する地域の消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する。本町は、自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ウ．地震が発生した場合、本町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

## (8) 外国人、観光客、出張者等対策

本町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導を行う。

- ア．避難は各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施する。
- イ．避難誘導は、本町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ行う。
- ウ．避難誘導・避難支援等を行う者が、安全に活動ができるよう配慮する。

## (9) 指定避難所等における救護上の留意事項

指定避難所、津波避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

- ア．本町が指定避難所、津波避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
  - (ア) 収容施設への収容
  - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
  - (ウ) その他必要な措置

イ. 本町は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(7) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

#### (10) 帰宅困難者支援

本町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策及び徒歩帰宅者のための支援策等を講じる。

#### (11) 啓 発

本町は、地域住民や事業所等に対して、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直しとその周知、ワークショップの開催による啓発等、津波からの避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

#### (12) 津波避難計画の策定

本町は、津波の到達時間が短いことや、避難先が高台になるといった地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所・避難場所の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、津波避難計画を策定する。

#### (13) 避難促進施設

避難促進施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設をいう。

避難促進施設の所有者又は管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成する。

## 7. 消防機関等の活動

---

#### (1) 消防機関及び水防団

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

ア. 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ. 津波からの避難誘導

ウ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ. 津波到達予想時間等を考慮した待避ルールの確立

オ. 救助・救急等



カ．緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 本町

水防管理団体である本町は、次のような措置をとる。

- ア．所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ．水防資機材の点検、整備、配備

8. 水道、通信、電気関係

(1) 水道

水道事業の管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

- ア．給配水施設の平常時からの巡回点検
- イ．配水管等の耐震化
- ウ．管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化
- エ．一定量の復旧資材を平常時から備蓄
- オ．関係協力団体との協力体制の整備

■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目 標	達成期間
各地区	水道老朽管路更新事業	有収率を平成27年度末時点で70%台にする	平成27年度以降

(2) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

- ア．防災に関する関係機関との連絡調整
- イ．電気通信設備等の防災計画の策定
- ウ．主要な伝送路の2ルート化、交換機の分散等の推進
- エ．防災訓練への参加
- オ．防災教育の実施

(3) 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等のとるべき必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を

施する。

- ア. 発・変電・送・配電設備について、風水害・雷害・塩害別の予防対策の実施
- イ. 主要送電系統の2ルート化の整備
- ウ. 無停電電源・予備電源の設備
- エ. 移動無線による応援体制の強化
- オ. 定期的な工作物の巡視・点検の実施
- カ. 防災訓練の実施及び本町が行う防災訓練への参加
- キ. 防災教育の実施

## 9. 交 通

---

### (1) 道 路

町長、県警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

また、道路交通の制限の権限は、町長（道路管理者）のほか公安委員会、警察署長及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、新宮警察署長と協議して行う。

- ア. 緊急通行車両の通行確認
- イ. 交通規制時の車両の運転者の義務
- ウ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等
- エ. 交通規制の標識等の設置

### (2) 海 上

田辺海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努める。

- ア. 航行規制の実施
- イ. 航路障害物の除去

### (3) 鉄 道

鉄道事業者は、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

- ア. 保守担当区、列車、駅の初動措置の実施
- イ. 旅客の避難誘導及び救出救護の実施

## 10. 本町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### ア. 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食糧等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### イ. 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校にあつては、以下の措置を行う。
  - ①当該学校等が、本町の定める津波危険予想地区（津波避難対象地域）にあるときは、避難の安全に関する措置
  - ②当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者（避難行動要支援者）の安全の確保のための必要な措置、なお施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める
- (エ) 水族館等の特殊施設にあつては、津波避難への支障の発生を防止するため、施設の点検・巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の確立、来訪者や従業員の避難における安全の確保のための必要な措置

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア. 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を本町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ. この推進計画に定める指定避難所、津波避難場所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は（1）のア又は（1）のイの掲げる措置をとるとともに、本町が行う指定避難所、津波避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

### **(3) 工事中の建築等に対する措置**

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

なお、特別の事情により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

## **11. 迅速な救助**

---

津波からの迅速な救助に係る計画については、第5編第1部第2章第1節「消防計画」、第2節「救助・救急計画」、第3章「応援協力等に関する計画」によるほか、以下について留意する。

### **(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制**

本町は、被災者の救助・救急隊の体制の整備、車両及び資機材等の確保に努める。

ア. 「串本町消防計画」及び「串本町消防本部出動計画」に基づき、その災害の種類に適応した消防部隊（消防署及び消防団）を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防部隊の合理的な運用を図る。

イ. 被災者の救出体制は、消防本部などによる救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。

ウ. 要救出者が多数ある場合には、新宮警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して救出・救助にあたる。

エ. 救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

### **(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備**

本町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

ア. 地理情報（地図等）の準備

イ. 野営場所及び車両保管場所の準備

ウ. 現地給油のための燃料の確保

エ. 消防応援活動調整本部等が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員の確保、資機材等の準備

オ. 消防応援活動調整本部等と消防部との連絡手段の確保

### (3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

本町は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携体制の整備を推進する。

### (4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

- ア. 本町広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団のPRを実施
- イ. 幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかけ
- ウ. 消防本部、消防署との連絡体制の整備・強化
- エ. 施設・装備・活動資機材の充実・強化
- オ. 消防相互応援協定に基づく訓練の実施

#### ■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目 標	達成期間
各地区	消防団活性化事業	女性消防団員を 14人程度までに増員	令和4年度

## 第4章 南海トラフ地震情報の発表

### 1. 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域、近畿地域及び四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

#### <南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件>

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

出典：気象庁

＜「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件＞

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）

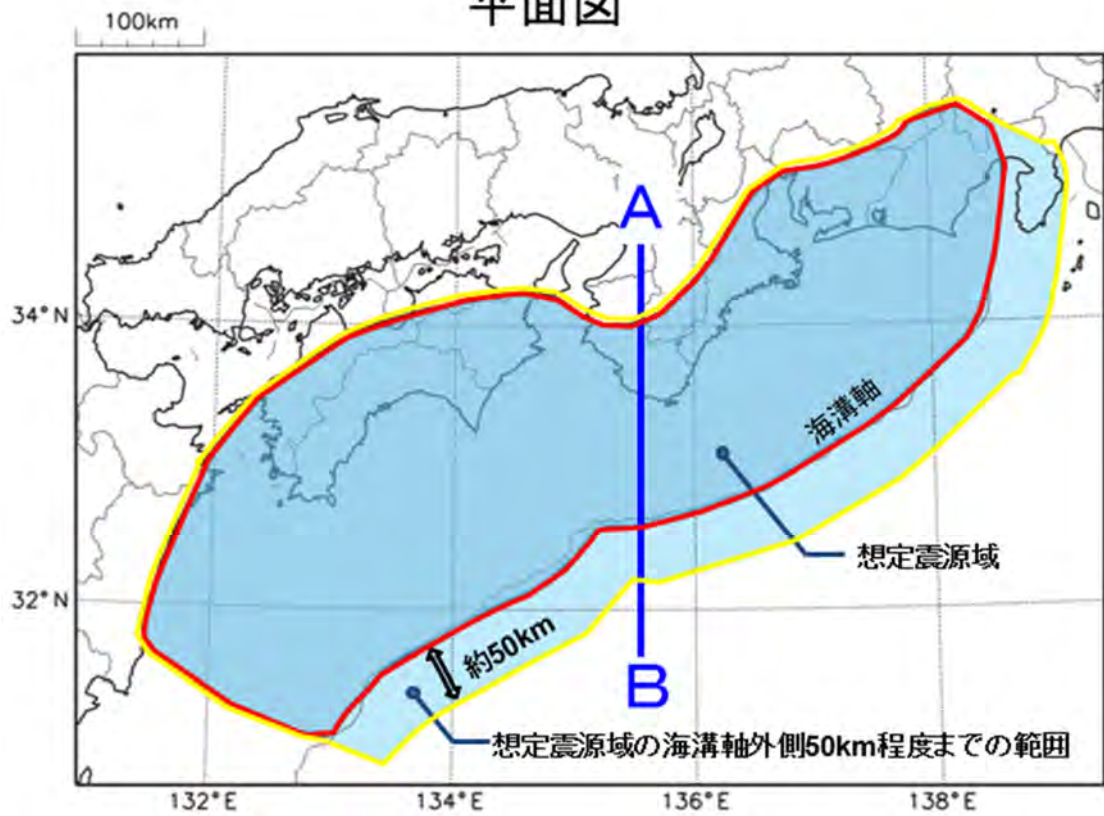
※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

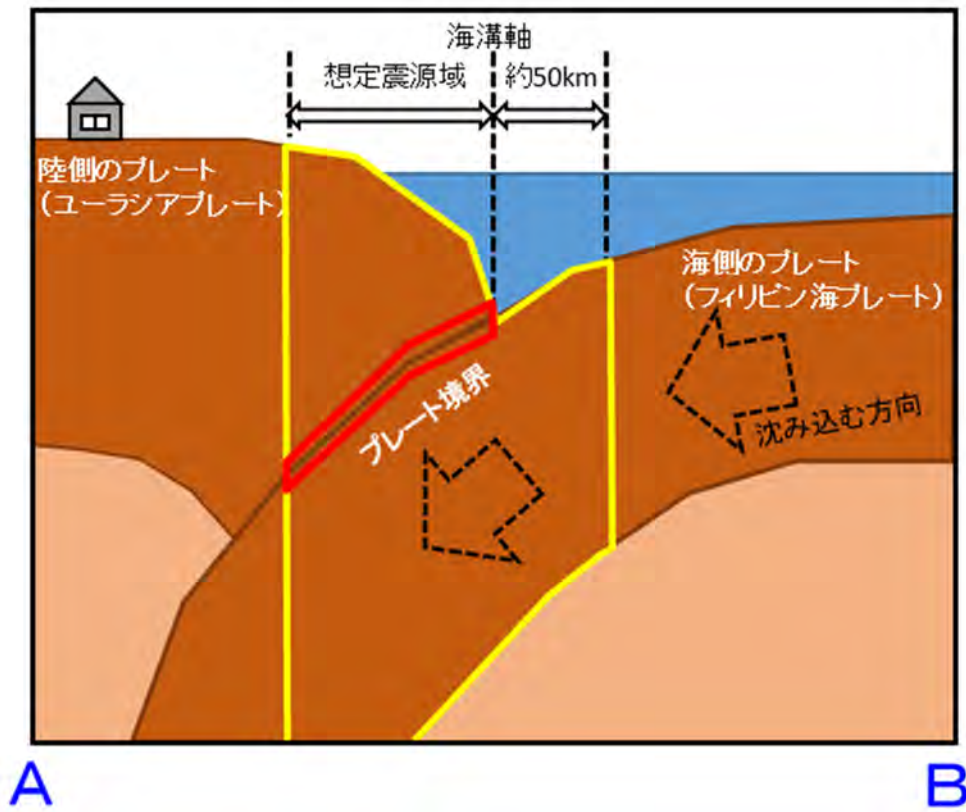
※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

出典：気象庁

### 平面図



### 断面図

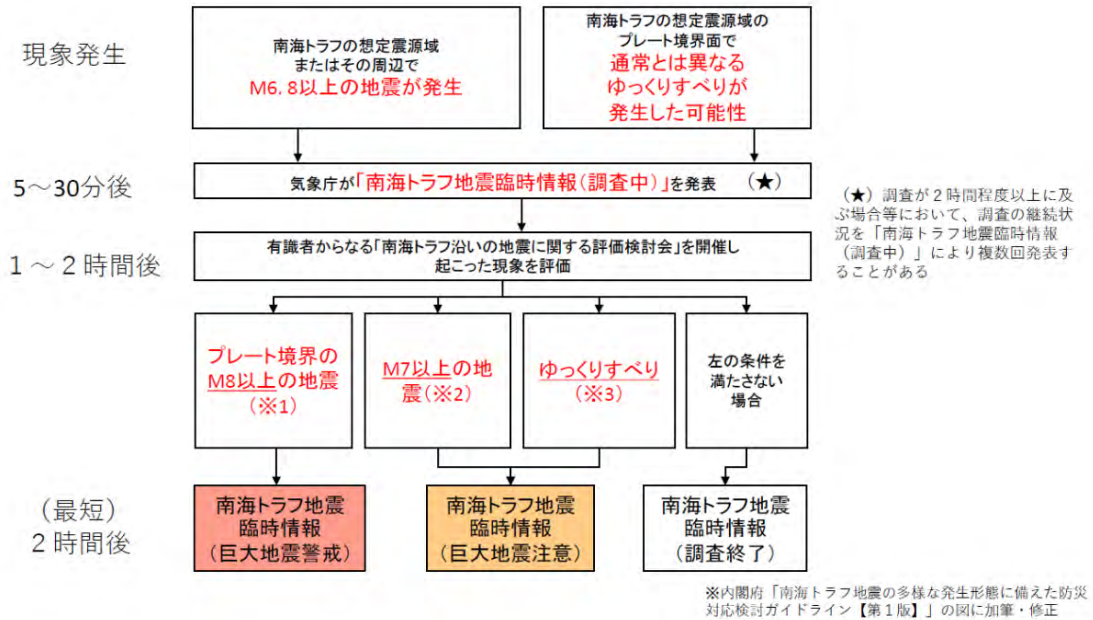


出典：気象庁



## 2. 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：気象庁

## 第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

---

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

---

#### 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

---

総務課長は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」に準じる。

【資料 55 事前避難対象地域一覧】

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

---

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、災害対策本部を設置し、住民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、住民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

### 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

---

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、直ちに『災害対策本部』を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

本部の設置後、本部会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

関係部局においては、本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

※住民に呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取り決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」に準じる。

### 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

---

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」に準じる。

### 3. 津波からの事前避難のための避難指示の発令

---

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、必要と認められる地域に「避難指示」を発令し、対象地域の住民全員に避難を求める。

## 4. 避難所の開設

---

避難所等の開設は、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第2章 初動期の災害現場に関する計画」の「第4節 避難計画」に準じる。

なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に伴う避難所の開設は、「災害救助法」の適用をうける。

## 5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

---

本町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達体制については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」の「第5節 災害通信計画」及び「第6節 災害広報計画」に準じる。

## 6. 災害応急対策をとるべき期間等

---

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

## 7. 避難対策等

---

### (1) 住民等の避難行動等

ア. 国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、本町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定める。

イ. 後発地震に備えて、一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等の具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

ウ. 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、本町の避難情報に従い、指定された避難所等へ避難する。

エ. 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

オ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く。）に対し、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

## （2）避難所の運営

避難後の救護の内容については、「串本町避難所運営マニュアル」による。

なお、事前避難対象地域の住民等は、各地区の自主防災会を中心に互いに協力し、避難所の運営を行う。

【資料 55 事前避難対象地域一覧】

## 8. 消防機関等の活動

---

本町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア．津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ．事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

また、次のような措置をとるものとする。

- ア．所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ．水門、閘門、防潮扉の操作又は操作の準備、人員の配置
- ウ．水防資機材の点検、整備、配備

## 9. ライフライン等

---

水道、電気、通信、その他の公共的施設の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者等のとる応急対策については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第5章 公共的施設災害応急対策計画」に準じる。

## 10. 交通対策

---

### (1) 道路

本町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するとともに、その旨の周知については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」の「第6節 災害広報計画」に準じて行う。

### (2) 海上

田辺海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

### (3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

さらに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

## 11. 本町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

---

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる措置について、次のような対策を行う。

ア. 橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想される箇所における道路管理上の措置をとる。

イ. 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、発表された情報に応じて、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等を行う。

ウ. 内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置をとる。

エ. 庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、次の措置をとる。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について施設入場者等への伝達

- (イ) 施設入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 飲料水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

オ. 各施設は、緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を整備する。

カ. 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置をとる。

キ. 小・中学校等は、児童・生徒等に対する保護の方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ク. 社会福祉施設は、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ケ. 工事中の建築物その他の工作物又は施設は、速やかに工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

コ. 滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を実施する。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

---

### 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、本町の災害に関する会議等の設置等

---

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、これを踏まえて『配備体制第2号』をとり、災害対策連絡室を設置し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間は、災害対策連絡室体制で対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

※住民に呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取り決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」に準じる。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行う。

また、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

### 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

---

住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について、周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第1部 初動期の活動」の「第1章 初動期の活動に関する計画」に準じる。

### 3. 災害応急対策をとるべき期間等

---

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満



又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

#### 4. 本町のとるべき措置

---

本町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、沿岸地域の住民等に対し、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、平常時からの地震への備えを再確認する。

## 第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の本町の対応

---

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、総務課長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

## 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

---

### 1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

---

本町は、串本町耐震改修促進計画において、令和7年度までの重点実施機関において、住宅は耐震化率95%、特定建築物（学校、病院等）は耐震化率95%、また、公共建築物は耐震化率95%を目標としており、今後、その目標の達成に向けて事業を推進する。

また、火災の延焼を防止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

### 2. 避難場所、避難経路の整備

---

本町は、レベル2の津波にも対応できる避難場所、避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予測時間、町の現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビルの指定、津波避難タワー等の避難施設の整備、及び津波避難路・避難経路の整備充実を行う。

ア．近畿自動車道紀勢線すさみー串本間の整備事業が平成26年4月より開始されたことを受け、くしもと町立病院近くに設置が計画されている串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に、災害時の避難場所にもなるオープンスペースの整備を推進する。

注）レベル2津波：千年に1回程度の発生確率で甚大な被害をもたらすおそれがある最大級の津波

### 3. 土砂災害防止施設

---

本町は、急傾斜地等においては地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進する。

ア．高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流、山地災害危険箇所、地すべり危険箇所等において、重点的・計画的な事業の推進を県に要請

イ．崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要配慮者の関連施設等を含む箇所から重点的に保全

### 4. 津波防護施設の整備

---

本町は、津波からの避難を補助するため、海岸施設の開口部への門扉の設置、また、長期的な対策として、防潮堤、防波堤及び堤防等の津波防護施設の整備を推進する。

- ア. 海岸線の陸こうのゲート化の整備、海岸保全施設の整備を県に要請
- イ. 越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐため、背後地の内水対策を検討
- ウ. 漁港整備事業による防波堤等の補強整備、多重防護、施設配置の工夫による減災

## 5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

本町は、町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、平成24年12月に標高24mの高台に防災拠点となる消防庁舎、消防防災センターの整備とともに、屋外施設として、自家発電装置、自家給油取扱所、訓練塔等を整備した。

今後、海抜76mの上野山地区へ古座消防署を移転し、防災拠点の充実を図る。また、各地区において、耐震性防火水槽の確保や消火栓の改修整備を推進するなど、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。

### ■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目 標	達成期間
各地区	消防施設整備事業	消防ポンプ車等の更新	令和4～5年度
各地区	消防水利整備事業	消火栓の改修 耐震性防火水槽の整備	令和4～5年度
サンゴ台・古座地区	消防ポンプ自動車整備事業	串本消防署・古座消防署保有の消防ポンプ自動車の更新	令和4～5年度
上野山地区	新古座消防署庁舎建設事業	令和7年度の着手・完了	令和7年度

## 6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

本町は、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たす主要幹線道路等の整備を推進する。

- ア. 災害復旧道路となる近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路及び串本太地道路の事業が進められており、くしもと町立病院近くに設置が計画されている串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に、応急仮設住宅用地及び緊急物資の集積場等の災害時の拠点場所となるオープンスペースの整備を推進する。
- イ. 港湾においては、耐震強化岸壁の整備による災害時の利用者の避難及び緊急物資輸送の確保を推進するとともに、港湾から国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定する緊急輸送道路へのアクセス道路を整備する。
- ウ. 漁港においては、海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・

避難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

## 7. 通信施設の整備

---

本町は、地震発生時、的確に情報伝達を行うため、防災行政無線設備の適正な維持管理に努める。

## 8. 木造住宅密集地域の防災対策

---

木造住宅密集地域においては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難場所や避難経路の整備をはじめ、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

なお、木造住宅密集地域内における避難所の指定に当たっては、必要に応じて延焼被害軽減対策等を行う。

## 第7章 防災訓練計画

---

### 1. 防災訓練

---

本町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも毎年1回以上実施する。

### 2. 訓練内容

---

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発令又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表等を想定した防災行政無線による情報伝達に係る防災訓練を実施する。

また、本町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア. 要員参集訓練、本部運営訓練

イ. 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ. 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

エ. 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等の避難者の人数等について迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

### 3. 県の助言と指導

---

本町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

## 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

---

本町及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、地震防災上必要な教育・広報は、第2編第3部第2章「防災知識普及計画」及び第5編第1部第1章第6節「災害広報計画」に定めるところによるほか、以下の事項に留意する。

### 1. 本町職員に対する教育

---

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識

### 2. 地域住民等に対する教育

---

本町は、関係機関と協力し、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を継続して実施する。

防災教育の内容は以下のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等、平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

### 3. 相談窓口の設置

---

本町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要となる相談窓口を設置するとともに、その設置について周知徹底を図る。



## 第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていることから、町長は、法に基づく津波避難対策緊急事業計画を策定する。

本町が実施する事業の概要は以下のとおりである。

### ■津波避難対策緊急事業の概要

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
和歌山県が示す津波避難困難地域	津波避難施設の整備	5箇所程度	令和9年度